

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成24年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種類

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成24年8月23日（木） 午後1時30分から午後4時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成24年8月24日（金） 午後1時30分から午後4時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (3) 平成24年9月4日（火） 午後1時30分から午後4時30分まで
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (4) 平成24年9月5日（水） 午前9時30分から午後0時30分まで
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (5) 平成24年9月11日（火） 午後1時30分から午後4時30分まで
倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム3

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県危機管理局消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2(1)及び2(2)の講習については平成24年7月17日（火）から同年8月3日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に、2(3)及び2(4)の講習については同年7月23日（月）から同年8月17日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に、2(5)の講習については同年7月30日（月）から同年8月24日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401）に提出すること。（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、2(1)及び2(2)の講習については同年8月3日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるもの（以下「準消印」という。）に限り、2(3)及び2(4)の講習については同年8月17日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるもの（以下「準消印」という。）に限り、2(5)の講習については同年8月24日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるもの（以下「準消印」という。）に限り受け付ける。）

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。